

京都市告示第 450号

平成15年10月10日京都市告示第295号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を平成16年4月1日から次のように改正します。

平成16年3月29日

京都市長 榎本 頼兼

東松ノ木市営住宅	第1棟及び第2棟		0.9246
----------	----------	--	--------

を

東松ノ木市営住宅	第1棟から第3棟		0.9246
----------	----------	--	--------

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)